

「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の一部改正の考え方（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成28年 3月 1日（火）～ 平成28年 3月31日（木）

2 意見の件数 18件

3 意見提出者数 7人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	7人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数	※	項目	件数
1	改正全般に関する意見	5件			件
2	規則に関する意見	1件			件
3	パブリックコメントに関する意見	5件			件
4	その他の意見	7件			件
		件			件
		件			件
		件			件
		件			件
		件			件
		件		合計	18件
		件			

修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市 都市部開発審査課指導担当
 電話 0467-82-1111（代表） 内線 2311
 e-mail: kaihatsu@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■改正全般に関する意見（ 5件）

(意見1)

改正にかかる主な視点で「条例施行後、10年が経過し社会情勢変化・・・」一般的・抽象的説明だけでなくもう少し具体的説明が必要ではと思う。

(意見2)

条例及び・・・の内容についても改正について推測できるところもありますが、その理由について具体的説明する必要があるのでは。

(意見3)

これまでの経緯についても 一部改正する具体的説明が必要ではと思う。

(意見4)

各項目について改正案の通りで良いと思われま

(意見5)

改正点は、現状に合わせたもの、強化したものの緩和したものがあるがこれからのまちづくりには、適切であると判断します。

(市の考え方)

今回のパブリックコメント実施にあたりましては、建築や一定規模以上の開発行為など、周辺環境に影響を及ぼす土地利用を行う際に、必要な手続きや基準を設けることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的に掲げ、土地利用における公共の福祉を実現すること及び全国的に少子高齢化が進行している中、本市においても高齢化に伴う高齢者用共同住宅等の建築も増加傾向にあるなど、社会情勢の変化に対応した見直しをしています。

■規則に関する意見（ 1件）

(意見6)

概ね妥当な部分改正ですが、施行規則第19条関係「ごみ集積所」において、ごみの散乱防止措置に関する基準を設けられない理由は何か。例えば、カラスやハト、イヌ、ネコ等による食い散らし防止策としての構造的、設備的な補完基準が示されるのが望ましい。

(市の考え方)

本市の特定開発事業によるごみ集積所の設置につきましては、収集作業の安全性や効率性また、排出者の利便性及び周辺の衛生環境向上を鑑み、事業者に対し設置位置や構造等の指導をしております。

ごみ集積所の維持管理につきましては、利用者または管理者が行うとしており、鳥獣等による飛散被害の防止対策につきましても、地域自治会や利用者及び管理会社等によりカラス除けネットやネットボックス、又はごみストッカーといった様々なものを設置するなど、現在良好に対応しております。なお、鳥獣等による飛散被害は、排出者のマナー違反が起因となるものも多々あり、こうした排出指導の徹底も含め、今後においても、それぞれの集積場所にあった対策を地域自治会、利用者及び管理会社等と連携しながら対応してまいります。

■パブリックコメントに関する意見（ 5件）

（意見7）

当パブリックコメントも市政全体の行政としてどう整理してすすめているのでしょうか。当パブコメも整合性はどうなっているか。

（市の考え方）

「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の見直しに関する考え方についてパブリックコメントを実施し、市民の皆様からいただいたご意見をふまえて、本条例を見直し、茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画に掲げる「魅力にあふれ住み続けたいまち」という政策目標の達成を図ってまいりたいと考えております。

（意見8）

当パブコメ素案は市民 NEED などの程度反映（把握）しているのでしょうか。

（市の考え方）

今回のパブリックコメントにより市民のみなさまからのニーズを把握し、案文に反映することとしております。

（意見9）

当パブリックコメントの説明会は実施したのでしょうか
当市議会では、市より実施する回答があったと思います
また、意見募集のPRの充実も望む

（市の考え方）

今回のパブリックコメントを行うのにあたり説明会の開催は行っておりませんが、当パブリックコメントは市民のみなさまから幅広いご意見を伺ったうえで条例等の案文を作成するため、基本的な考え方の段階で実施したものでございます。

パブリックコメントの実施にあたっては、広報ちがさきへの掲載や自治会連絡協議会での告知を行い、幅広い方から意見募集が行えるよう努めて参りました。

また、専門性もあることから、近隣市等の建築関係・不動産関係の協会及び土地家屋

調査士会等にパブリックコメントの実施について周知を行っております。

(意見10)

パブコメが年末年始等、そして、年度末にかけて多すぎないでしょうか。これではパブリックコメントのたれ流し状態でパブリックコメントの意味がなくなってしまうのではないでしょうか。

(意見11)

はじめから、Q&Aのようなパブリックコメントでは意味がない。そして、初めから十分な丁寧な説明を。

(市の考え方)

パブリックコメントは、条例や規則を制定する際や、行政計画などの策定、改廃等にあって、市民の皆様からご意見をいただくために実施しています。平成27年12月から平成28年1月にかけては11件、平成28年3月には5件のパブリックコメントを実施し、多くの情報や資料を提供させていただいたため、情報の入手に際し、市民の皆様にはご負担をおかけすることとなってしまいました。

しかしながら、パブリックコメントは、計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆様のご意見を反映することが可能な段階で実施することが求められるため、実施件数について月ごとに限度を設け、実施件数の平準化を図ることは困難であると考えております。このようなことから、今後とも、現在と同様、必要なタイミングで必要な手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

また、これらのような趣旨でパブリックコメントを行っている中で、いただいたご意見については、多角的かつ総合的に検討を加え、取り入れるべきところは取り入れ、取り入れられないところはしっかりとその理由をご説明しており、今後もご意見を尊重しながら丁寧に対処してまいります。

■その他の意見 (7件)